

お問い合わせ先

●特別徴収に関するお問い合わせ先(異動届出書等の提出先)

例年、特別徴収税額決定通知書送付後の5月中旬から6月下旬にかけて、お電話が大変混み合い、繋がりにくくなります。お手数をおかけしますが、下記①～③の手順に沿ってご確認のうえ、お問い合わせいただきますよう、ご協力をお願いします。

① 本書 P21・P22 の「よくあるお問い合わせ」をご確認ください。

② ホームページ「大阪市特別徴収 Q&A」をご確認ください。[大阪市 特別徴収 Q&A](#) **検索**
(詳細な Q&A を掲載しています。)

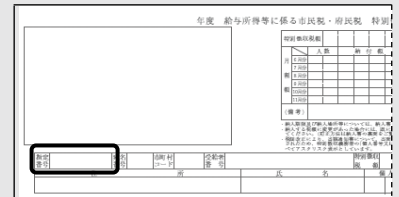


③ 電話によるお問い合わせの分散にご協力をお願いします。
(5月中旬から6月下旬まで)

通知書の指定番号(右図参照)の末尾の1桁の数字をご確認いただき、
下表の該当する曜日にお問い合わせくださいますよう、ご協力をお願いします。

(該当する曜日にお問い合わせいただいても、お電話が混み合っている場合は、繋がらないことがありますのでご了承ください。)

指定番号の末尾1桁の確認方法



指定番号の末尾の数字	0～4	5～9
曜日	月・水・金	火・木・金

指定番号 1 2 3 4 5 **6**

市税事務所・担当部署	郵便番号	所在地	電話番号	市町村コード(注)
船場法人市税事務所 個人市民税(特別徴収)グループ	541-8551	大阪市中央区船場中央1-4-3-203 船場センタービル3号館 2階 北側	06-4705-2932	271004

(注) 地方税納入代行サービスをご利用の場合の大阪市のコードです。区ごとにコードを変える必要はありません。

●納税者(従業員等)個人の課税内容などに関するお問い合わせ先

納税義務者用の通知書の下段に記載の市税事務所にお問い合わせください。

納税者(従業員等)が 1月1日現在にお住まいの区	市税事務所名称	郵便番号	所在地	電話番号	担当部署
北区・西淀川区 淀川区・東淀川区	梅田市税事務所	530-8216	北区梅田1-2-2-700 大阪駅前第2ビル7階	06-4797-2953	市民税等 グループ
都島区・旭区 城東区・鶴見区	京橋市税事務所	534-8502	都島区片町2-2-48 JEI京橋ビル4階	06-4801-2953	
福島区・此花区 西区・港区・大正区	弁天町市税事務所	552-8505	港区弁天1-2-2-100 大阪ペイタワー イースト1階	06-4395-2953	
中央区・天王寺区 浪速区・東成区・生野区	なんば市税事務所	556-8670	浪速区湊町1-4-1 大阪シティエアターミナルビル (OCAT) 5階	06-4397-2953	
阿倍野区・住之江区 住吉区・東住吉区 平野区・西成区	あべの市税事務所	545-8533	阿倍野区旭町1-2-7-702 あべのメディックス7階	06-4396-2953	

税証明書の発行は、大阪市内すべての市税事務所、区役所・区役所出張所の税証明発行窓口等で行っています。

個人市・府民税の特別徴収関連手続きには eLTAX(エルタックス)をご利用ください!

個人市・府民税の特別徴収関連手続き(給与支払報告書や給与所得者異動届出書の提出・特別徴収税額の納入など)には、地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)による電子申告・電子納税のご利用をお願いします。

eLTAX(エルタックス)を利用すれば、チェック機能により入力誤りや計算誤りが防止でき、郵送料等も不要で、1回のデータ送信操作で複数の市町村に提出できるなどのメリットがあります。

なお、令和3年中に提出した所得税の源泉徴収票の枚数が100枚以上であった場合には、令和5年1月に提出する給与支払報告書は、eLTAX等による提出が義務付けられています。

エルタックス **検索**

eLTAX(エルタックス)により提出できる主な特別徴収関連書類

給与支払報告書(総括表・個人別明細書)、給与所得者異動届出書、特別徴収切替届出(依頼)書、特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書、退職所得に係る納入申告書、退職所得者の源泉徴収票・特別徴収票

